

TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.25

なぜ信頼性の高い決算書・申告書が
作成可能なのか?



動画「TKCシステムで決算書・申告書ができるまで」
をご視聴ください!



■特集 令和2年TKC全国会政策発表会

- ◎税理士の未来——第3ステージ2年目の運動方針 4
坂本孝司 TKC全国会会長
- ◎金融機関との実質的な連携強化に向けて 13
加藤恵一郎 TKC全国会副会長
- ◎TKC全国会第3ステージ1年目の成果と本年取り組むべきこと 16
原田伸宏 TKC全国会副会長

TKC 全国会政策発表会・新春賀詞交歓会・(株)TKC 新社長就任祝賀会

■とき：令和2年1月17日(金) ■ところ：リーガロイヤルホテル東京

「社会の納得」を得るために第3ステージ2年目の運動方針にオールTKCで取り組もう！

金融機関と実質的な連携を深め 事務所の経営基盤を強化しよう

令和2年のTKC全国会政策発表会・(株)TKC新社長就任祝賀会を兼ねた新春賀詞交歓会が盛大に開催され、政界・官界・学界・経済界や提携・協定企業からの多数の来賓を含む総勢650名が参加した。

政策発表会では坂本孝司全国会会長が「税理士の未来——第3ステージ2年目の運動方針」をテーマに講演し、第3ステージ運動方針である①TKC方式の書面添付②TKCモニタリング情報サービス③TKC方式の自計化——の推進（社会に対する運動）における「TKC会員事務所の経営基盤の強化」（内部の強化）の必要性を指摘。とりわけ『TKC会計人の行動基準書』の実践がそのカギとな





新たに社長に就任した飯塚真規TKC社長(左)が会員事務所の支援に向けて決意を表明



新春賀詞交歓会には政界はじめ各界から多数の来賓が列席

photo. 小坂直樹

ると語り、「金融機関との実質的な連携を深め、税理士の4大業務(税務・会計・保証・経営助言)を徹底実践するためにも、今一度職業会計人のあるべき姿を追求し、自律強化の道を歩むことが必要」と強調した。

坂本会長の講演を受け、正副会長会を代表して加藤恵一郎副会長が金融機関とのさらなる連携強化に向けた活動を紹介し、TKC会員事務所の業務への理解を促すために制作したビデオ「TKCシステムで決算書・申告書ができるまで——一貫通貫の仕組みが信頼性を高める！」を上映した。

当日は政策発表会に先立ち第136回全国会理事会が行われ、正副会長会を代表して原田伸宏副会長が、巡回監査士の増大、認定支援機関としての経営助言業務の強化など会員事務所の経営基盤強化のための具体的な取り組みや活動スケジュールを発表。また飯塚真規TKC社長がFXシリーズのクラウド化の目的などについて報告した。

新春賀詞交歓会では冒頭、昨年12月に社長に就任した飯塚真規TKC社長が坂本会長に招かれて登壇し、経営理念に基づく会計事務所の職域防衛と運命打開に資するための支援に向けて邁進すると決意を表明。大きな拍手がおくられた。

税理士の未来

第3ステージ2年目の運動方針



◎TKC全国会会長 坂本孝司

1966年当時のAICPA『行動基準書』を手にする坂本会長

第3ステージは「TKC会計人の業務を社会に正しく伝える」運動

本年は、2019年からスタートしたTKC全国会創設50年に向けた「第3ステージ」の2年目に当たります。まずは第3ステージの運動方針をもう一度確認しておきましょう（次頁スライド1）。第3ステージの3年間で目指すのは、「TKCブランドで社会を変える」こと。これは、会計帳簿をベースとした「税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」およびTKC会計人が実践している業務が、社会に正しく理解されること——を意味しています。「社会」とは、政界、官界、経済界（金融機関等）、学界、そしてマスメディア。これらの「社会」に、税理士業務を正しく認知いただくための運動を展開しています。その具体策こそが、「TKC方式の書面添付の推進」「TKCモニタリング情報サービス（MIS）の推進」「TKC方式の自計化の推進」——の三つなのです。皆さん、2019年はいかがでしたか。皆さんの事務所で、書面添付、MIS、自計化は純増したでしょうか。皆さんの事務所の実績の集合体が全国会全体の実績となります。我々は実務家ですから、ご自身の着実な事務所経営を組織運動に展開していくことが必要です。まずはそこをしっかりと自覚してください。

幸いにも、(株)TKCが我々の運動方針の推進を全面的にサポートしてくれています。TKCは、会社定款第2条第1項に定める事業目的「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に向けて、全国会目標を各センターの現場まで落とし込んでしっかり共有してくれています。TKCグループ一体となった推進を今年も実現しましょう。

認定支援機関制度は「職業会計人の職域防衛と運命打開」そのもの

運動方針の推進には、事務所経営基盤の強化が欠かせません。そこで経営基盤強化策として、①『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践、②巡回監査士・巡回監査士補の増大、③認定支援機関としての経営助言業務の強化——の三つを掲げています。

②巡回監査士・巡回監査士補の増大に関しては、現在、両資格者は約1万2000名。TKC会員数は約1万1300名ですから、それに匹敵する数字です。事務所全体のレベルアップのためにも、今後のさらなる増大に期待しています。

③認定支援機関としての経営助言業務の強化については近年、特例事業承継税制をはじめ各種補助金申請に認定支援機関を活用する流れが強まっています。これはまさに税理士の職域が拡大している証しです。税理士を「税の専門家」とだけ自己規定していたならば、この追い風は吹かなかったことでしょう。

これには10年ほど前、TKC全国政経研究会が「会計」をベースに、地域金融機関と税理士が連携して中小企業を支援するスキームを提言したことが大きく関係しています。その結果、2010年に閣議決定された「中小企業憲章」の本文に「中小企業の実態に即した会計制度を整え」という文言が加わりました。そして、2012年に中小会計要領が公表され、中小企業経営力強化支援法（現中小企業等経営強化法）が成立・施行されて認定支援機関制度が誕生した——という背景があります。

飯塚毅TKC全国会初代会長は「法に社会形成力あり」と強調されていました。認定支援機関制度は我々税理士の経営助言業務に明確な法的根拠を与えたものであり、まさに「職業会計

■スライド1

VI 税理士の未来を切り拓く



「TKCブランドで社会を変える」ための運動方針

- ① 「TKC方式の書面添付」の推進
- ② 「TKCモニタリング情報サービス」の推進
- ③ 「TKC方式の自計化」の推進

「TKCブランドで社会を変える」とは

TKC会計人が実践している業務が社会に正しく理解されること

- そのためにはTKC会員事務所の経営基盤の強化が必要です！
- 『TKC会計人の行動基準書』を理解し、実践しよう
 - 「巡回監査士」、「巡回監査士補」を増大させよう
 - 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

人の職域防衛と運命打開」そのもの。認定支援機関として経営助言業務にしっかりと取り組み、同制度を守っていきましょ。

『行動基準書』は「理想型(Idealtypus)」に近づいて実践手段

さて、今申し上げた事務所の経営基盤強化策の中でも、私はとりわけ①『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践——に重きを置いています。それは、社会からの認知度が高まれば、必ず会計人自身のあり方が問われることになるからです。

2001年・2002年にアメリカで起きたエンロン・ワールドコムの大粉飾事件を機に、わが国の公認会計士法も改正され、形式的独立性が重視されることとなりました。その結果、監査法人による非監査業務の同時提供が禁止されてしまいましたね。

しかし、税理士法第1条にいう「独立した公正な立場」で、精神的独立性を堅持している我々税理士は、4大業務の同時提供が可能です。ただし、税理士が自らを律せず緩慢な態度を社会に示したならば、かつてのアメリカと同様、必ずや大きな反動があるでしょう。せっかく広がった職域を自ら狭め、関与先中小企業に大きな不利益を与えることにもなりかねません。

「税理士の4大業務」を徹底実践するためにも、今一度職業会計人のあるべき姿を追求し、自律強化の道を歩むことが必要です。

飯塚毅TKC全国会初代会長もかつて、ドイツの著名な社会学者マックス・ウェーバー(Max Weber)の概念を引用され、職業会計人のあるべき姿、つまり理想型(Idealtypus)を追求するべきと強調されました(巻頭言『TKC会報』1983年2月号・3月号)。職業会計人はどうあるべきか、どんな理想型を

求めるべきなのか——。これらは非常に重たい問いです。

しかし、我々TKC会計人には、すでにその答えが示されています。それは飯塚初代会長が昭和53年(1978年)にまとめられた「TKC会計人の基本理念(25項目)」でして、ここにはTKC会員が進むべき道と「あるべき姿」が示されています。そのうちの一つをご紹介します。

11. TKC会計人は、職業会計人としての使命感を自覚し、一切の国家機関、金融機関及び関与先等から、絶対の信頼と尊敬とを受けるため、厳格な自己規制を自分自身に課してゆく、会計人の集団である。

ここでいう「厳格な自己規制」こそが、『TKC会計人の行動基準書』(『行動基準書』)なのです(左)。『行動基準書』は、いわば「TKC会計人の基本理念(25項目)」が示す理想型に近づくための実践手段の一つであるともいえます。

『行動基準書』初版は、「基本理念」と同じく昭和53年に制定されました。重要なのは制定の経緯です。もともと『行動基準書』は、小規模企業の融資円滑化に向け保証業務を行うTKC金融保証株式会社(現在は主にリース業務)の発足にあたり、ドイツとアメリカにおける職業会計人像をモデルに制定されたものでした。当時、飯塚初代会長は、

ドイツ税理士法が「職業上の一般的義務」として、税理士に「信頼およびその職業に要求する尊敬に値することを示さなければならない」ことを求めており、それが税理士の社会的





権威の高さの根拠となつていくことに着目されました。そしてアメリカにおいては、公認会計士協会（AICPA）の組織的な自律強化と業界全体の社会的権威の高揚、そして金融機関と職業会計人との相互連携が密接に関係し合っていることに鑑み、『行動基準書』制定を決意されたのです。つまり原点に戻れば、『行動基準書』による職業会計人の自律強化と金融機関との実質的な連携強化とは、不可分の関係にあるといえます。

政・官・民で「決算書の信頼性確保」を志向してきたドイツ

ここでドイツ税理士業界の歩みを、「年度決算書の信頼性」確保の歴史（税理士による保証業務確立の歴史）と関連づけながら概観してみましょう（次頁図表）。

まず1961年に、日本の銀行法・信用金庫法にあたる信用制度法（KWG）が制定され、同法第18条において、金融機関に対し、一定額以上の融資に年度決算書の徴求を義務付けたのです（図表①）。それから3年後の1964年、日本の旧大蔵省銀行局にあたるドイツ連邦金融制度監督局（BAKred）は、「年度決算書の信頼性」を確保するため「税理士等による一定の保証がない年度決算書」は、同法第18条所定の「年度決算書」に相当しない——という解釈を導出し、税理士ないし経済監査士（公認会計士）による「年度決算書の信頼性」に係る証明書を求める通達を出しました（図表②）。関与先の状況を把握

できる税理士等を活用することで、中小企業金融の健全化を志向する当時の連邦金融制度監督局の見識がうかがえますね。

ところが1998年、税理士業界に危機が訪れます。同年7月、連邦金融制度監督局が「9/98」という通達を公表しました（図表④）。これは年度決算書の保証業務に携わる税理士の適格性に疑問を呈するもので、金融機関は信頼できる税理士を見極めるべきである——ということを示した、税理士にとって非常に厳しい内容でした。

1998年というとバーゼルⅡの見直しが始まり、金融機関による自己査定や企業格付けの厳格化が予想される中、「年度決算書の信頼性」の重要性がさらに重視される機運が高まっていた時期です。また、その当時は金融機関を欺くような年度決算書を作成する税理士の存在も一部にはあったようで、ドイツ連邦税理士会（StBK）は金融当局から厳しい通達が出ることを予測していたようでした。実際、連邦税理士会は通達公表1カ月前の同年6月、「税理士業務における品質保証に関するドイツ連邦税理士会の指針」を採択・公表しています（図表③）。この指針は、「税理士には今後より一層の品質保証に努めることが要請されている」状況を踏まえて「職業活動の品質保証のために必要な推奨事項を提示」したもので、金融当局から厳しい通達が出される前に、信頼される税理士のあり方を自ら提示し、業界全体としての気概を示した——との見方ができます。

連邦税理士会は、そこからさらに自律強化の道を邁進します。2001年、『税理士による年度決算書の作成に関する諸原則』についての連邦税理士会の書簡』を発表しました（図表⑤）。この『書簡』は、1996年にドイツ経済監査士協会（IDW）

ドイツの中小企業金融における「年度決算書の信頼性」確保の歴史

1 1961年 信用制度法制定(日本の銀行法・信用金庫法に相当)第18条

金融機関は、総計1万ドイツマルクを超える信用を供与される信用受供者について、経済的な関係の開示、特に年度決算書の提出を要求しなければならない。

2 1964年3月11日 連邦金融制度監督局の通達

第18条は、提出された年度決算書の経済監査士による証明(Testierung)を規定していない。同条は、信用受供者自身が作成した貸借対照表書類だけでは十分ではなく、可能であれば、経済監査士、帳簿監査士ないし税理士の証明書(Testat)が徴求されるべきである。

3 1998年6月8日/9日 連邦税理士会

「税理士業務における品質保証に関するドイツ連邦税理士会の指針」を決議・採択

4 1998年7月7日 連邦金融制度監督局の通達9/98

金融機関は通常、年度決算書の信頼性を、経済監査業に従事する者の協力によって、または——銀行の判断後に——この目的に適任の税理士業務の従事者の協力により確実なものとする場合のみ、その他の資料をさらに提出させることを断念することができる。

5 2001年10月22日/23日 連邦税理士会『書簡』

経済監査士協会の1996年の「諸原則」を前提として、連邦税理士会が『税理士による年度決算書の作成に関する諸原則についての連邦税理士会の書簡』を公表

6 2002年 貯蓄銀行やその他の金融機関からの「要望書」

帳簿記帳に基づく数字がそれ自体として蓋然性があることの説明を、作成された年度決算書に付すこと

この「要望書」により、格付プロセスの一環として銀行に提出される一切の年度決算書を、少なくとも蓋然性に関して監査することになった。つまり、信用制度法第18条に該当しない場合でも、(格付プロセスの一環として)「銀行に提出される一切の年度決算書」に証明書の添付が求められるようになった。

7 2002年 連邦税理士会とドイツ税理士連盟の会計制度問題に関する作業グループが 「蓋然性評価を伴う年度決算書作成に関するチェックリスト」を公表

8 2004年 連邦税理士会、ドイツ税理士連盟、DATEVが『税理士業務における品質保証と品質管理 (Qualitätssicherung und Qualitätsmanagement in der Steuerberatung)』を作成

主に1998年連邦金融制度監督局通達が「一部の税理士が作成した年度決算書の信頼性」について疑念を呈したこと、および、金融機関が2002年12月31日営業年度以後の年度決算書に対する「要望書」を出したことに対する組織的な対応であり、税理士の業務品質の高さとその均一性を内外に宣明するものであったと思量される。



が公表していた決算書の作成証明業務に関する基準を前提として、税理士による決算書の作成証明業務の基準を明示したもので、すべての税理士が「年度決算書の作成に関する証明書（ベシヤインゲング）」を発行できることを内外に宣明したのです。

そして2002年、決定的な出来事が起こります。ドイツの全金融機関が一斉に、企業等に対して、銀行に提出される一切の年度決算書について、一定の信頼性を付与する証明書を求める「要望書」を出したのです（図表⑥）。信用制度法第18条は一定額以上の融資を受ける際について定めたものでしたが、この「要望書」により、銀行に提出される一切の年度決算書について、税理士等による決算書の作成に関する証明書が必要とされるようになりました。これは日本でいえば、金融機関が、金融機関に提出される一切の決算書について、税理士法第33条の2による書面や会計参与報告書の添付を要望した——ということになります。私見ですが、ドイツ全土の金融機関が一斉に「要望書」を出すに至った背景には、国家的意思が働いていると推察されます。

この「要望書」によって、税理士によるベシヤインゲング作成業務が一般化されることとなり、それを受けて同年、連邦税理士会とドイツ税理士連盟がベシヤインゲング作成業務を行う税理士の行動規範を示した「チェックリスト」を開発（図表⑦）。それをさらに拡充したものとして、2004年に連邦税理士会・ドイツ税理士連盟・DATEVが『税理士業務における品質保証と品質管理 (Qualitätssicherung und Qualitätsmanagement in der Steuerberatung)』という基準書を発表するに至ります（図表⑧）。そして、日本語版（武田隆二・河崎照行・古賀智敏・坂本孝司監訳、TKC、2007年）で約7cmあるこの分厚い基準書を

税理士業界と金融機関に配り、税理士に対しては、より一層襟を正すことを求め、金融機関には、厳格な基準書に拠って業務品質を保持する税理士が信頼に足る存在である——ことを広くアピールしました。そしてこれが、税理士の社会的地位の向上に大きく寄与することとなったのです。このようにドイツでは、自律強化によって金融機関等からの認知を得ながら職域を守り、税理士業界を発展させてきたという歴史的経緯があるのです。

ドイツでは税理士が金融機関から全面的な信頼を寄せられている

ドイツにおいて、税理士の社会的地位の高さと金融機関からの信頼の厚さを目の当たりにする出来事がありました。昨年11月、飯塚真玄TKC名誉会長のお誘いを受けてドイツ視察の機会をいただき、ミュンヘンに本店を構えるミュンヒナー銀行を訪れました。副頭取のミヒヤエル・ダンドルフアー氏から同国の中小企業金融についてレクチャーいただいたところ、氏は次のようにおっしゃったのです（『TKC会報』2020年2月号）。

私たちは税理士から受領した年度決算書をそのまま、当行の銀行システムの格付けに使用します。（略）ドイツでは、融資時、すべての企業の年度決算書にベシヤインゲングが付いて銀行に提出されます。（略）私たちは協同組合銀行として、税理士と経済監査士という職業に大きな信頼を寄せており、税理士や経済監査士から受け取った数字（決算書等）を活用します。（略）粉飾決算という問題は、私が思うに当行ではこれまで一度も起きたことがありません。

ドイツにおいて、税理士と金融機関とが強固な信頼関係を築けていることが、よく分かりますね。それもすべて、組織的な自律強化によって業務品質の向上を志向し、それを内外に宣明してきたドイツ税理士業界の長年の努力の賜物といえます。

1966年に金融機関との相互補完関係が成立したアメリカ

では、アメリカではどうか。飯塚初代会長の研究を紐解くと、1966年にはそれまで対立関係にあった全米銀行協会とAICPAとが相互補完の関係を確立した——ことが示されています（『TKC会報』1977年8月号）。その背景として、AICPAは金融機関に会計士の業務についての理解と啓蒙を促すため、『行動基準書 (Professional Standards)』の中の倫理規定とその施行規則、そしてその厳格な規定に従って業務を行っている会計事務所のリストとを印刷して、全金融機関に送付したことが相互補完関係構築の契機となった——と。

AICPA専務理事を務めたジョン・L・ケアリー氏は、1970年発行の著書『The Rise of the Accounting Profession: To Responsibility and Authority 1937-1969, Vol. 2』^⑤で、当時のことを次のように振り返っています（同書、168頁以下）。

ロバート・モーリス協会^⑥は、絶え間なく監査基準と監査手続に関する資料を協会会員に配布した。そこではロバート・モーリス協会と協力関係にあった公認会計士協会の委員会によって、信用目的で提供された財務諸表が水準に達しているか否かを銀行家達が判断するのに役立つ小冊子やパンフレット

トの作成が奨励されていた。

これらの協同活動は、全国の1万5000を超える商業銀行を代表する米国家銀行協会会長の提案によって、1966年に銀行家と公認会計士との国家的協議会が組織化されたことを契機に広がりをもてた。協議会は公認会計士協会と米国家銀行家協会の代表者で構成され、一部はロバート・モーリス協会の会員でもあった。当グループは、現下の相互の関心事に関する課題を審議する一連の会議をもった。そして、その結論は銀行家達に広く配布されるパンフレットなどに掲載された。

⑤ 主に金融サービス業界に対して、リスク管理情報を提供するシンクタンク。現リスク管理協会 (The Risk Management Association)。

すなわち、金融業界と会計士業界とが協議会を作って議論を重ね、銀行家に向けて、「決算書の信頼性」の識別可能性を周知したということです。その結果、プロフェッションとしての会計士の存在が確立され、社会的権威が高まり、金融機関をはじめとした社会からの信頼を勝ち取ることができたのです。TKC全国会では現在、「決算書の信頼性は識別可能である」ことを金融機関に周知する運動を展開していますが、同様のことが50年前のアメリカではより一層組織的に行われていたといえます。ただし、会計士によるレビューが行われていない中小企業の財務諸表について、その信頼性が不十分なケースは現在においてもままあるようです。その場合には、IRS(国内歳入庁)から税務申告書を取り寄せてその整合性を精査し、必要に応じてその決算書に関与した会計士の証明を求める慣行が定着してい

V TKC会員事務所の経営基盤の強化 『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践



『TKC会計人の行動基準書』の全体構成

第1章 総論	第3章 実践規定
1-1 TKC全国会の結成目的	3-1 全般的実践規定 (3-1-4職員教育)
1-2 会員の使命	3-2 巡回監査
1-3 先験的意識の発見と培養	3-3 書面添付制度
1-4 巡回監査と書面添付制度	3-4 税理士業務
第2章 倫理規定	3-5 会計業務
2-1 先験性	3-6 補佐人の職務
2-2 廉潔性	3-7 会計参与の職務
2-3 独立性	3-8 地方公共団体の外部監査人の職務
2-4 相当の注意	3-9 経営支援・指導業務
2-5 機密保持	第4章 遵守義務
2-6 品位の保持	4-1 自律的義務
2-7 専門的能力	4-2 法令遵守義務
2-8 健康体の維持	4-3 会則遵守義務

『TKC会計人の行動基準書』を建前論ではなく
会計事務所の王道（会計事務所成功のバイブル）として位置づけ、
自らの事務所経営を見直そう！

©TKC全国会 2020

ます。これはまさしく、日本の書面添付制度と共通していますね。アメリカには税理士制度がありませんが、税務申告書の精査が「決算書の信頼性」とリンクしている点は非常に重要です。税務申告書に対する保証業務がきちんと制度として整備されているのは、世界でも日本だけです。これはわが国が会計帳簿を重視した青色申告制度と税理士制度を有し、法人税法では確定決算主義を採用しているからこそで、我々はこの誇るべき法制度を金融機関にしっかりとアピールするべきなのです。

会計事務所成功のバイブルとして自らの事務所経営を見直そう

2019年にMISを集中的に推進したことで、「決算書の信頼性は識別可能である」ことへの理解が金融機関に広まりました。そのおかげで、現在では金融機関と税理士との実質的な連携強化の機運が高まっています。勝負はこれからです。これまでにドイツやアメリカの例で見てきたように、金融機関との実質的な連携強化のカギが職業会計人の組織的な自律強化にあることは、もうお分かりのはずです。

今こそドイツやアメリカの好例にならない、「職業会計人の理想型」に近づくための実践手段である『TKC会計人の行動基準書』を会計事務所成功のバイブルとして位置づけ、自らの事務所経営を見直すことが肝要です（スライド2）。『行動基準書』を完璧に遵守するのは難しいかもしれませんが、一歩でも近づく努力を続けましょう。そして第3ステージの残りの2年間を走り抜け、TKC全国会創設50周年（2021年）を誇り高く迎え、税理士の輝かしい未来を切り拓いてまいりましょう！

金融機関からの「決算書の信頼性」の向上には

「記帳適時性証明書」 が決め手となる



株式会社TKCでは、TKC会員に「記帳適時性証明書」を発行しています。この証明書は、関与先企業の円滑な資金調達を支援するため、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関する適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明する書類です。いま、「記帳適時性証明書」を融資や金利優遇の判断に活用する金融機関が増えています。

金融機関が着目する 「記帳適時性証明書」の8つのポイント

1 「注」欄の◎印の数
巡回監査と月次決算は、毎月、関与先企業が前月に作成した会計帳簿および取引記録を対象として、その翌月に実施することを原則としています。これを順守した月には「注」欄に◎印が示されます。「記帳適時性証明書」では、この履歴を過去36か月にわたり確認できます。

2 決算書と法人税申告書が一致している事実
決算書の「税引き後当期純利益(損失)」と法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額」は一致していることを証明しています。これにより、申告書は決算書に基づいていることが確認できます。なお、不一致の場合は「記帳適時性証明書」は発行されません。

3 「中小会計要領(または中小指針)」への準拠性
前期の決算書の「個別注記表」に「中小会計要領(または中小指針)に準拠している」旨の記述があることを確認できます。

4 中期(または短期)経営計画策定の有無
TKCの「継続MASシステム」を利用して、経営改善の指針となる中期(または短期)の経営計画を策定していることを確認できます。

5 自計化システムの利用の有無
経営者が経営計画の進捗状況等の正確な把握と、適切な意思決定を支援するTKCの企業向け管理会計システム「戦略財務情報システム(FXシリーズ)」を利用していることを確認できます。

6 税理士法第33条の2に基づく書面添付の有無
TKC会員が法人税申告書の提出に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにし、「申告書の適正性を表明」する書類を添付していることを確認できます。

7 TKC会員が『経営革新等支援機関』に認定されているかどうか
TKC会員が中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としての認定を受けていることを確認できます。

8 株式会社TKCによる第三者証明
この「記帳適時性証明書」は、会計データの改ざんにつながる遡及処理(追加・訂正・削除)を禁止しているTKCシステムの特長を生かして発行されるもので、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関して、その適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明しています。

記帳適時性証明書 第 4796766304 号
(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一気通貫です。)
発行日: 令和 2年 5月12日

税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚 真規

貴関と先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号:7123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間に於ける月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N
 ①TKC会員は「TKC全国会行動基準」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先
 ②「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
 ③「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
2. 「資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況」について
 ①TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
 ②前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目A)と前期の法人税申告書
3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について
 TKC会員は「TKC全国会行動基準」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
4. TKC財務会計システムの継続利用期間について
 ①貴関と先の財務データは、平成 5年 4月分から継続して利用しており、利用期間は27年 6か月となります。
5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP (https://www.tkc.jp) から確認できます。
 なお、ここでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 令和 3年 5月31日) 以上

資料1: 過去3年間に於ける月次決算(◎翌月・◎翌々月・無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	
平成29年	4月	892	平成29年 5月23日	◎	平成30年	4月	982	平成30年 5月22日	◎	平成31年	4月	848	令和 1年 5月22日	◎
平成29年	5月	854	平成29年 6月12日	◎	平成30年	5月	941	平成30年 6月12日	◎	令和 1年	5月	817	令和 1年 6月14日	◎
平成29年	6月	840	平成29年 7月10日	◎	平成30年	6月	933	平成30年 7月11日	◎	令和 1年	6月	789	令和 1年 7月12日	◎
平成29年	7月	854	平成29年 8月14日	◎	平成30年	7月	956	平成30年 8月20日	◎	令和 1年	7月	803	令和 1年 8月16日	◎
平成29年	8月	831	平成29年 9月11日	◎	平成30年	8月	964	平成30年 9月18日	◎	令和 1年	8月	774	令和 1年 9月15日	◎
平成29年	9月	828	平成29年10月10日	◎	平成30年	9月	927	平成30年10月16日	◎	令和 1年	9月	791	令和 1年10月15日	◎
平成29年	10月	846	平成29年11月13日	◎	平成30年	10月	940	平成30年11月13日	◎	令和 1年	10月	753	令和 1年11月11日	◎
平成29年	11月	861	平成29年12月11日	◎	平成30年	11月	955	平成30年12月18日	◎	令和 1年	11月	803	令和 1年12月13日	◎
平成29年	12月	873	平成30年 1月15日	◎	平成30年	12月	963	平成31年 1月18日	◎	令和 1年	12月	826	令和 2年 1月17日	◎
平成30年	1月	855	平成30年 2月13日	◎	平成31年	1月	976	平成31年 2月18日	◎	令和 2年	1月	785	令和 2年 2月14日	◎
平成30年	2月	879	平成30年 3月12日	◎	平成31年	2月	970	平成31年 3月15日	◎	令和 2年	2月	819	令和 2年 3月16日	◎
平成30年	3月	887	平成30年 4月 9日	◎	平成31年	3月	991	平成31年 4月18日	◎	令和 2年	3月	834	令和 2年 4月15日	◎
平成30年	4月	887	平成30年 5月14日	◎	年次決算	21	令和 1年 5月14日	◎	年次決算	20	令和 2年 5月12日	◎		

資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況

1 法人税申告書の作成日及び提出方法	令和 2年 5月12日	法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。
2 別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」	6,680,106円	AとBは一致しており、申告書は決算書に基づいています。
3 別表1の「法人税額(2)」	1,953,512円	

資料3: 前期(第31期)のKFSの利用状況

1 K: 継続MAS(経営計画)	◎利用 ○未利用
2 F: FXシリーズ(自計化)	◎利用 ○未利用
3 S: 書面添付(税理士法33-2)	◎実施 ○未実施

TKC全国会登録情報

1 会員氏名	税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所
2 入会日(経過年数)	平成 2年10月14日 (28年 6か月)
3 経営革新等支援機関	◎認定 ○未認定
4 事務所ホームページ	https://www.tkccomputer.co.jp/

金融機関との実質的な連携強化に向けて

◎TKC全国副会長 加藤恵一郎

「一気通貫」を解説するDVDの活用を

坂本孝司TKC全国会会長が提唱されている会計帳簿をベースとした「税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」のうち、特に会計業務と保証業務は、中小企業金融と密接に関連しています。

というのは、そもそも正しい記帳に基づく「正しい決算書」がベースになれば融資判断が難しくなり、金融機関の使命である「金融仲介機能の発揮」ができません。また、金融機関に提出される決算書に税理士による保証書（税理士法第33条の2による書面）がなければ、提出された決算書が信頼に足るものか分から

ないからです。したがって本来、金融機関と税理士とは相互信頼・相互補完の関係を築くべきですが、残念ながらわが国では、ドイツやアメリカのような組織的かつ実質的な連携関係が未だ確立していないのが現状です。

そこで本年は、金融機関と税理士との実質的な連携をより一層深めるための具体策として、覚書締結金融機関との連携強化の取り組み（トップ対談↓定例協議会↓行職員研修会への講師派遣等）や「書面添付シンポジウム」の継続開催等が企画されています。「決算書の信頼性は識別可能である」ことと、そのベースにはTKC会員による月次巡回監査の取り組みがあることを金融機関の皆さまにしっかりと理解いただきましょう。

そうした活動の際に、「TKCシステムで決算書・申告書ができるまで」というDVDをぜひご活用ください（下）。このDVDは（株）TKCの企画で制作され、決算書の信頼性を高めるTKCシステムの「一気通貫」の仕組みがコンパクトに解説されています。支部例会や所内研修



TKCシステムの「一気通貫」の仕組みを解説したDVD「TKCシステムで決算書・申告書ができるまで」。

QRコードを読み取ればスマートフォン等からも視聴可能。



等はもちろん、折に触れてぜひ金融機関の方とも一緒にご覧ください。中小企業の存続・発展の支援は、金融機関と我々職業会計人の共通の使命です。より一層連携関係を強化して、中小企業支援に真正面から取り組みましょう！



申告書が作成可能なのか？

できるまでを動画でご紹介します。

(専門家によるチェック)

決算・申告処理

決算書

税務申告書

電子申告

TKCモニタリング情報サービス

会計帳簿と
決算書が一致

税引き後当期
利益が一致

TKCモニタリング情報サービスから



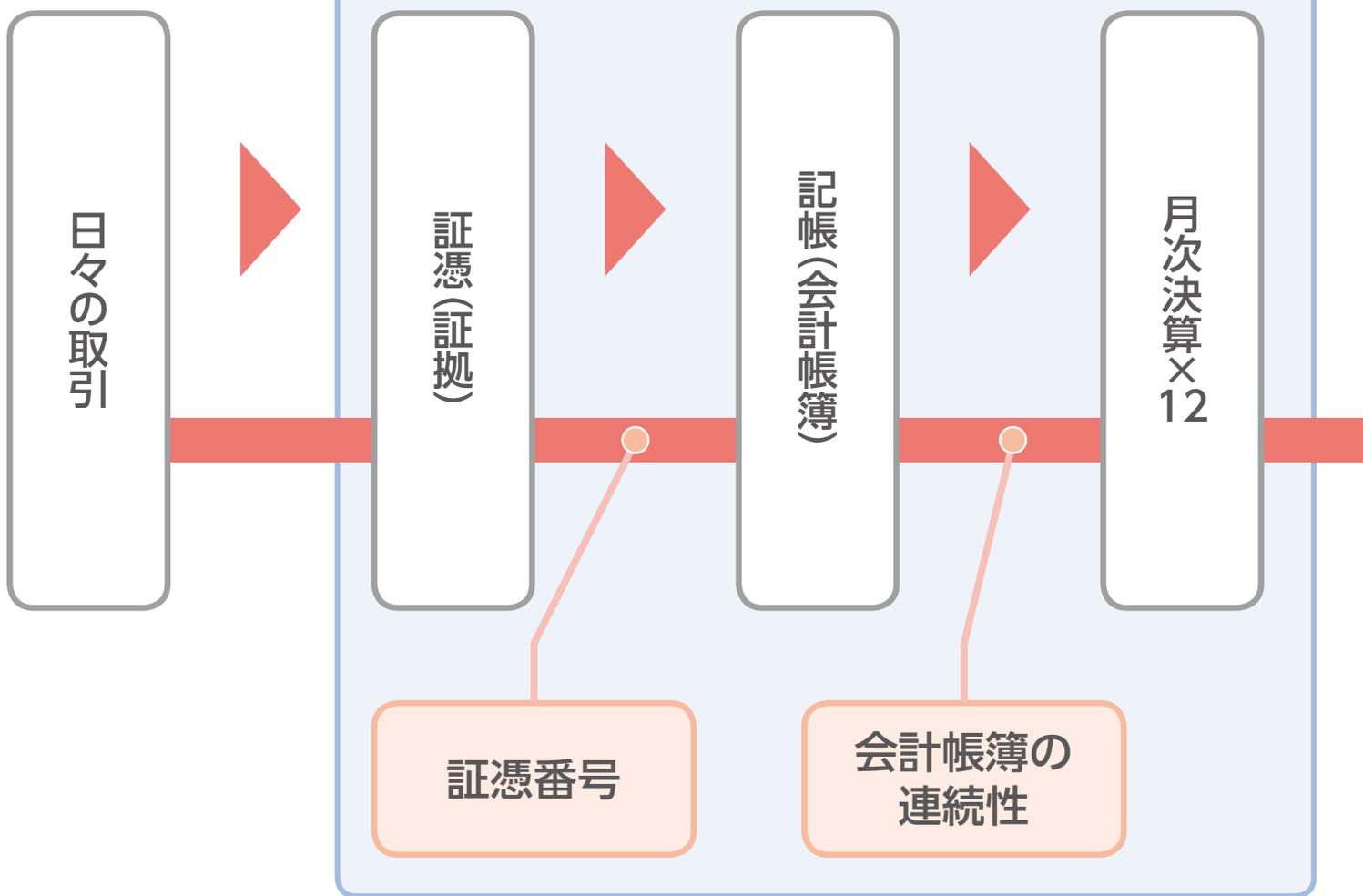
いつでも
どこからでも
ご視聴できます!

なぜ信頼性の高い決算書・

TKCシステムで決算書・申告書が

TKC会員事務所の業務

月次巡回監査



DVDから



本年1月より順次ご発送しています。

QRコードから



<https://www.tkc.jp/fx/bank/finance/movie>

正副会長会からの報告(第136回TKC全国会理事会より)

TKC全国会第3ステージ1年目の成果と 本年取り組むべきこと

◎TKC全国会副会長 原田伸宏

MISが加速度的に推進され金融機関との連携が進んだ

まず、TKC全国会第3ステージ(2019年～2021年)の運動方針を確認し、1年目の活動結果を振り返ってまいります。

坂本孝司全国会会長が昨年4月に全会員へ発信した緊急提言「TKCモニタリング情報サービス(MIS)の爆発的な普及を願う」によって、MISは加速度的に推進されました。金融機関に「決算書の信頼性は識別可能である」ことを認知していたべく運動を展開してきた結果、MIS実践事務所数は目標5000を突破し、5331となりました。実践件数についても20万件に迫る大きな実績が挙げられました。(同日夕刻20万件突破) TKC会員はもとより、TKC社員の方々などMISの推進

活動にご尽力いただいた全ての皆さまに、正副会長会を代表して心より御礼申し上げます。全国会と(株)TKCの関係は車の両輪(前輪と後輪)に例えられますが、MISの実績はこの両者による「組織



化された活動の成果です。両者が同じ目標を共有し、「社会の納得」を得るための、そして「職業会計人の職域防衛と運命打開」のための運動であり、推進活動を通じて一体感を共有できました。MISの1年目の件数目標は中部会と静岡会の2地域会が達成しました。社数目標は静岡会はじめ8地域会が、事務所数目標は中国会はじめ16地域会が達成しました。中部会と静岡会は件数・社数・事務所数の目標三冠を達成しました。

昨年は、覚書締結金融機関との連携強化の活動も精力的に展開されました。特にTKC地域会会長と金融機関トップとの対談割合は70%に迫ります。トップ対談を実施した金融機関との相互連携が進んだことでMISの利用申込件数は急増しており、地方銀行で25倍に、信用金庫で2.2倍に増加しました。

また、多くの金融機関において実施された「支店行職員研修会へのTKC会員の講師派遣」は、引き続き本年も重要な活動となります。

昨年、MIS利用を要件とした融資商品(TKCローン)や経営者保証を不要とする融資スキームが多く開発されたことは、MISを通じて提供する決算書の信頼性が金融機関に評価されていることの証で、一部の金融機関とは形式的から実質的な連携に進展しています。TKCローンの残高は「『社会の納得』のバロメーター」ともいえます。その意味で我々はそれを生みつ

ばなしにするのではなく、しつかり育てていく必要があります。さらに金融機関との連携強化が進んだ取り組みとして挙げられるのが7月から12月まで全国で開催した書面添付シンポジウムです。シンポジウムに参加された金融機関においては「TKC方式の書面添付」への理解が進み、「添付書面に記載されている貴重な情報を事業性評価に活用していきたい」等の声が多く寄せられました。シンポジウム開催によってTKC方式の書面添付（法人税）に取り組む会員事務所数も増加し、実践件数も堅調に伸びています。

「社会に対する運動」を支える「内部の強化」具体策

このように1年目の活動はこれまでにない大きな成果がありました。実践件数は社会的インパクトを与えるにはまだ足りない状況にあります。「社会の納得」は件数の増加に比例するため、課題をクリアしさらに実践件数を拡大していく必要があります。昨年からの重点的に取り組んでいる①TKC方式の書面添付②TKCモニタリング情報サービス③TKC方式の自計化——の推進は「社会に対する運動」といえます。2年目となる本年はこの運動を継続しつつ、これらを下から支える「会員事務所の経営基盤の強化」という「内部の強化」、具体的には①『TKC会計人の行動基準書』の理解・実践②「巡回監査士」「巡回監査士補」の増大③認定支援機関としての経営助言業務の強化——を同時に展開していくことが必要です。

では、「社会に対する運動」と「内部の強化」に分けて、本年取り組み運動方針をご説明します。まずは「社会に対する運動」についてです。

社会に対する運動1

「TKCモニタリング情報サービス」利用件数の拡大と、金融機関行職員への浸透

- 覚書締結金融機関との連携強化の取り組み
- ・ トップ対談↓定例協議会↓「行職員研修会への講師派遣」等多くの金融機関の理解を深めていくために、それぞれの現場で行職員研修会の回数を重ねることが必要です。
- 会員事務所の取り組み
- ・ M I S 利用の標準化
- ・ 借入金のある全法人関与先での利用を標準化していきましょう。
- ・ 1支店あたりの利用件数の拡大
- ・ 1支店あたりの利用件数は多くの金融機関でまだまだ「例外」の状態であり、認知を高めていくことが求められます。

社会に対する運動2

「TKC方式の書面添付」を標準業務とする事務所の拡大と、金融機関行職員への浸透

- 書面添付シンポジウムの継続開催
- 会員事務所の取り組み
- ・ 「租税正義の実現」のため、そして金融支援の担い手として、「TKC方式の書面添付」を標準業務としていきましょう。
- ・ そのために「書面添付実務研修会（初めての書面添付研修・書き方研修）」が継続開催されます。

社会に対する運動3

決算書の信頼性の基礎となる「TKC方式の自計化」による月次巡回監査を実施し、「会計で会社を強くする」を支援

● FXシリーズのクラウド化（令和2年9月予定）

自計化システムは導入するだけでなく、経営者がしつかり使いこなして「会計で会社を強くする」ことを支援していくことが重要です。

T K Cからクラウド化計画がすでに発表されていますが、本年秋季から順次提供開始の予定です。クラウド化によりプログラムのインストールが不要となり、データはT K CのデータセンターT I S Cで一元管理されるため被災時にも守られます。

● クラウド化を前提とした巡回監査機能への対応

次世代自計化システムの登場で巡回監査業務の進化が期待されています。O M Sから関与先のデータをいつでも参照できるため巡回監査の事前確認が容易に行えますし、巡回監査時はT I S Cに保管されている関与先との同一のデータにアクセスして実施するなど、クラウドのメリットを活かした効率的、効果的な巡回監査が実現します。次世代巡回監査支援機能も提供され、新たな巡回監査の手順・手法と相まって会計事務所の業務品質と生産性は大きく向上します。

● 年度重要テーマ研修

こうしたIT時代の巡回監査、クラウド化を前提とした巡回監査手法を学ぶ場が「年度重要テーマ研修」です。

ここで、T K C会計人の基本理念25項目の一つを確認します。それは「6. T K C会計人は、関与先企業をT K Cセンターから、絶対に奪われる懼れのない、職業会計人の集団である」というものです。我々の関与先の財務データは、T K Cが自社データセンターという圧倒的な設備を持っていることに加え、会員とT K Cとの間の高度な理念の共有によって守られていることをあらためて強調しておきたいと思えます。

年度重要テーマ研修で『行動基準書』と次世代自計化システムを学ぶ

「社会に対する運動」と併せて、本年我々が取り組むべき「内部の強化」についてご説明します。

内部の強化1

T K C会員事務所の経営基盤を強化するための3つの取り組みを継続

● 『T K C会計人の行動基準書』の理解・実践

重要なのは行動基準書を「ルール」ではなく「会計事務所成功のバイブル」として活用していくことです。

● 巡回監査士・巡回監査士補の増大

税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）を実践するために職員を育成・増大していく活動です。

● 認定支援機関としての経営助言業務の強化

巡回監査レベルアップ講座研修で書籍『税理士のための認定支援機関実務ガイド』をテキストにその実務を学んでいきます。

内部の強化2

『T K C会計人の行動基準書』の理解と実践のために、年度重要テーマ研修を開催

● 研修の開催目的

- ・金融機関から問われるT K C会員事務所の「業務品質」を保持するために『T K C会計人の行動基準書』を確認・学習する。
- ・会計事務所経営のバイブルとしての活用事例を学び、自らの事務所経営に活かす。
- ・FXシリーズのクラウド化（巡回監査機能含む）のコンセプトを学習し、これからの時代対応を考える機会とする。

Ⅲ 2年目に我々が取り組むべきこと

1. 運動方針を継続する！



社会に
対する
運動

- ①「TKC方式の書面添付」の推進
- ②「TKCモニタリング情報サービス」の推進
- ③「TKC方式の自計化」の推進

「TKCブランドで社会を変える」とは
TKC会計人が実践している業務が社会に正しく理解されること

運動
1

「TKCモニタリング情報サービス」利用件数の拡大と、
金融機関行職員への浸透

運動
2

「TKC方式の書面添付」を標準業務とする事務所の拡大と、
金融機関行職員への浸透

運動
3

決算書の信頼性の基礎となる「TKC方式の自計化」による
月次巡回監査を実施し、「会計で会社を強くする」を支援

©TKC全国会 2020

Ⅲ 2年目に我々が取り組むべきこと

2. TKC会員事務所の経営基盤を強化する！



内部の
強化

そのためにはTKC会員事務所の経営基盤の強化が必要です！

- 『TKC会計人の行動基準書』を理解し、実践しよう
- 「巡回監査士」、「巡回監査士補」を増大させよう
- 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

社会（金融機関）に対する運動を継続・強化することに加えて、
“内部の強化”として、新たな主要テーマに取り組む！

強化
1

TKC会員事務所の経営基盤を強化するための
3つの取り組みを継続

強化
2

『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践のために、
年度重要テーマ研修を開催

©TKC全国会 2020

IV 活動計画と目標

1. スケジュール (案)



● 研修概要

- ・第1部…会計事務所経営と『TKC会計人の行動基準書』
- ・第2部…FXシリーズのクラウド化及び巡回監査機能(コンセプト等)

● 開催時期

- ・令和2年7月～9月(予定)

第3ステージ2年目の活動計画を一覧にまとめました(上表)。その推進目標は次の通りです。

■ TKC方式の書面添付(法人税)

2020年12月末…14・4万件
2021年12月末…15・6万件

■ TKCモニタリング情報サービス

2020年12月末…24・5万件/14万社
2021年12月末…28万件/16万社

■ TKC方式の自計化

2020年12月末…28・5万社(内、電子帳簿15万社)
2021年12月末…30万社(内、電子帳簿18万社)

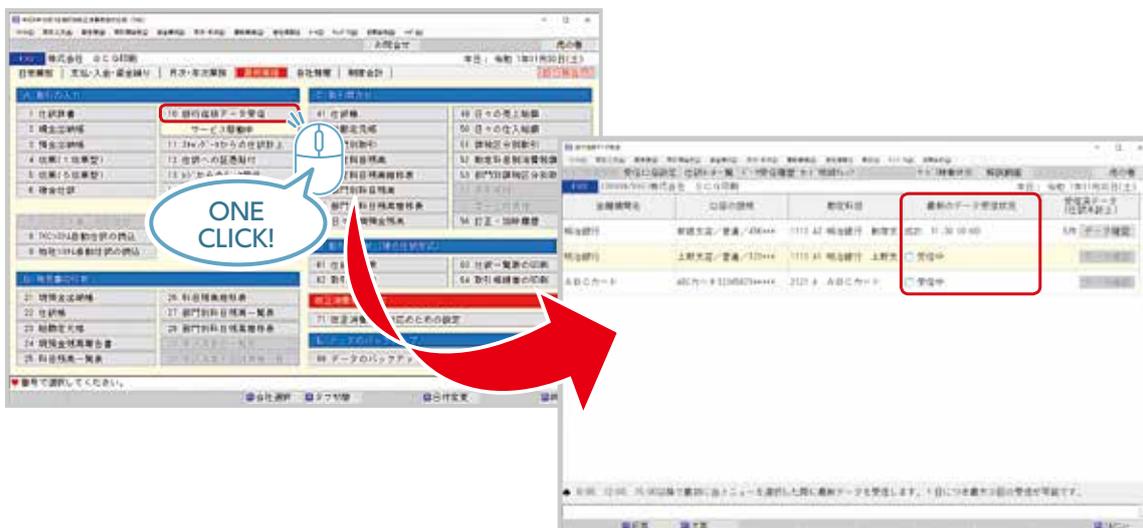
すでにご案内の通り、事務所総合表彰では280事務所を海外表彰旅行にご招待します。表彰項目の実践件数と全国順位はProFITで確認できます。

TKC全国会にとって第3ステージ2年目となる本年は未来につながる大変重要な時期です。『TKC会計人の行動基準書』を実践するとともに、引き続き第3ステージの運動方針にオールTKCで全力で取り組み、推進目標を達成しましょう!

企業向けFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」

日々記帳する仕訳のうち、4割は預金取引と言われています。

経理担当者は、「銀行信販データ受信機能」を使うことで、複数の金融機関（銀行や信販会社）からインターネットを利用して取引データを自動受信できます。さらに、その取引データをもとに仕訳ルールの学習機能を利用して仕訳を“かんたん”に計上できるので、毎日の経理業務が省力化されます。



ワンクリックで複数の金融機関から
取引データを一括で自動受信できます!

TKCは銀行APIへの対応を進めています



当機能は99%超の銀行（法人口座）に対応しており、2万社を超える利用実績があります。TKCでは、当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIへの対応を進めており、すでに以下の金融機関との連携が完了しています。

●API連携済み金融機関

法人口座：常陽銀行、住信SBIネット銀行、243の信用金庫

個人口座：みずほ銀行、三井住友銀行ほか32行、243の信用金庫 ※令和元年9月末時点

■TKCの銀行API対応に関するお問い合わせ先

株式会社TKC SCG営業本部

担当：高橋・東城・林 TEL：03-3267-0622 E-Mail：tech.banks@tkc.co.jp

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年3月5日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	28,525	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	4,579	918
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	3,939	652
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,413	377
3 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	1,910	184
4 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,541	226
5 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	1,357	183
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,187	730
2 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,366	272
3 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,353	142
4 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,308	325
5 足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,205	251
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,024	220
7 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	1,889	311
8 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,887	290
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	1,872	220
10 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	1,794	159
11 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,695	195
12 京都銀行	京都府	平成30年7月	1,576	164
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,519	140
14 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,442	159
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,352	161
16 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,347	166
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,319	182
18 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,311	160
19 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,299	98
20 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,284	163
21 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,273	111
22 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,216	133
23 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,183	126
24 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,166	110
25 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,133	212
26 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,127	160
27 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,089	162
28 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1,064	182
29 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,043	122
30 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,037	131
31 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,029	84
32 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,011	73
33 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,002	121
34 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	982	63
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	953	99
36 山口銀行	山口県	平成28年11月	925	143
37 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	901	102
38 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	895	291
39 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	893	102
40 百十四銀行	香川県	平成28年12月	871	83
41 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	869	124
42 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	846	75
43 山形銀行	山形県	平成29年 8月	822	147
44 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	808	100
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	789	109
46 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	781	62
47 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	779	82
48 北越銀行	新潟県	平成30年 6月	779	94
49 中京銀行	愛知県	平成28年10月	751	171
50 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	703	63
上記以外の地銀・第二地銀 計			22,786	3,008

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	1,740	404
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	1,363	169
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,255	196
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,182	128
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,031	371
6 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	944	117
7 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	888	52
8 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	883	89
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	876	87
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	866	131
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	864	55
12 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	830	119
13 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	817	280
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	740	40
15 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	728	92
16 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	727	69
17 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	716	32
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	710	84
19 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	698	100
20 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	657	109
21 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	653	36
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	606	34
23 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	579	60
24 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	573	52
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	562	90
26 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	552	94
27 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	549	42
28 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	529	58
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	524	49
30 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	508	157
上記以外の信用金庫 計			30,588	4,392

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	545	174
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	496	45
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	260	17
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	226	36
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	223	33
上記以外の信用組合 計			4,082	619

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1,240	29
2 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,094	98
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	1,024	112
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	757	315
5 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	603	59
上記以外の信用保証協会 計			3,608	634

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	9	12,160	1,622
2 地銀・第二地銀	102	101	87,535	11,153
3 信用金庫	257	236	54,738	7,788
4 信用組合	131	57	5,832	924
5 信用保証協会	51	29	8,326	1,247
6 その他	-	5	34,237	2,458
7 合計	550	437	202,828	25,192

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(437機関)

令和2年3月5日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田信用組合
秋田信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫

須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
気仙沼信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小岩川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巢鴨信用金庫
青梅信用金庫

多摩信用金庫
文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
山梨東信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪川信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫

長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用漁業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫

大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.25

発行日 令和2年3月27日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・林